

令和2年度第2回南関町農業委員会会議録

令和2年5月11日(月)

午前9時30分開会

南関町農業就業改善センター 中会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員憲章朗読

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

2番 橋 本 勝 君

3番 菅 原 和 義 君

5. 議 事

第 5号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第 6号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第 7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第 8号議案 農地利用集積計画の承認について

第 9号議案 非農地証明について

第10号議案 農作業標準労働賃金について

報告第2号 許可不要転用届について

6. その他

7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 竹島 久利 君

1番 片山 幸次 君

3番 菅原 和義 君

5番 荒木 茂 君

7番 片山 カツ子 君

9番 大倉 公泰 君

副会長 釘崎 眞貴子 君

2番 橋本 勝 君

4番 末竹 信雄 君

6番 西山 良輔 君

8番 山本 精武 君

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 田口 明 君

書記 上田 賢 君

令和2年度第2回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それではご起立ください。時間がまいりましたので、ただいまより令和2年度第2回総会を開会いたします。礼、着席してください

○事務局長（田口 明君） おはようございます。本日は委員の皆様全員ご出席でありますので、総会が成立することをここにご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは委員憲章朗読を5番の荒木委員さん、よろしくお願ひいたします。

○5番（荒木 茂君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会の開催にあたり、会長挨拶をよろしくお願ひいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 皆さん、おはようございます。今日は、コロナ対策で場所を移動してここで開催をいたしました。いよいよ田植えも間近になりまして、今、種蒔き土づくりで大変かと思ひます。それで、最近少子高齢化と申しますか、荒廢地あたりを、今業者が入ってきて、大変な今さっきもちょっと話をしましたけど、ソーラーですね、ソーラー設置とかいろいろ宅地変更とか、いろいろの事業が進んで目立つようになってきました。せつかく、今まできれいな田畑でございましたけど、やっぱり高齢者ですか、高齢者が多く、やっぱり荒廢地が増えてくるような状態で、業者さんたちもそれを目当てに、やっぱり山とか畑あたりを買いあさって設置をしているような状態でございます。

そこで、皆さん方にもいろいろ仲介の話がくると思ひますけど、そんなことをちょっといろいろ話きてるんですけど、そこで皆さん方もやっぱり自己判断をせずに、やっぱりちょっと難しいなと思ひ出すことは、必ず事務局のほうに一報連絡を入れて、それから進んでもらわんと大変なことになりますので、その点、十分注意をしてください。お願ひしときます。

○事務局長（田口 明君） はい、ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、竹島

会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

入ります前に、議事録署名人の指名をいたします。今回は議事録署名人として、2番、橋本委員、3番、菅原委員を指名いたします。よろしくお願いしときます。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります前に、新型コロナウイルスの感染拡大緊急事態宣言の発出に従い、3密を避けること、また、議会時間の短縮を目指すことから、通常の総会において行っている事務局からの議案書の読み上げについては、議案書の配付がなされていることから割愛をし、委員からの報告、質疑からの開始とさせていただきます。

それでは、議案審議に入ります。

第5号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

1番が取り下げになっていることから、1件、1筆でございます。

本件について、現地調査に行かれました農業委員さんより説明をお願いいたします。

9番、大倉委員。

○9番（大倉 公泰君） おはようございます。9番の大倉でございます。

第5議案、農地法第3条1項、所有権移転2番についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人への売買による所有権移転の申請となっております。現地の確認を行いました。5月1日に行きました。申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議結果でございました。どうぞ審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 委員さんの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

○事務局（上田 賢君） すみません、事務局ですけれども、議案書の訂正をよろしくをお願いいたします。

を議題といたします。原案は2件で5筆でございます。

本件について、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いいたします。

5番、荒木委員、お願いします。

○5番（荒木 茂君） 5番、荒木です。6号議案、農地法第4条第1項の規定により、農地転用許可申請の1番から3番についてご説明します。

本申請は、農地以外の地目2筆を含む1,611㎡を太陽光発電施設として利用する転用となります。

申請地の農地区分は、公共投資がされていない10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、太陽光発電施設として456.66㎡、通路・その他として1,154.34㎡となっております。排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。

現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものと協議結果でございました。

なお、この申請は農地法の許可を受ける前に転用事業が完了していることから、無断転用の追認であることから、申請者より始末書が提出されております。

ご審議の方、よろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） はい、続きまして、2番、橋本委員お願いします。

○2番（橋本 勝君） 6号議案、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の4番についてご説明いたします。

本申請は、自己所有の土地の上部を利用し、営農型太陽光発電設備へ転用する申請です。申請地は、南関農業振興地域整備計画により指定された農用地ですが、仮設である杭の設置、その他一時的な利用に供するために行うものであり、不許可の例外に該当するものいたしました。転用面積は、太陽光発電設備の支柱、その他太陽光発電事業に必要な設備等で、2,440㎡の農地に支柱を116本建てる計画で、面積は0.52548㎡の一時転用であります。

農地利用計画は、太陽光パネル234枚、発電出力67.86kwとなっております。また支柱は、高さ2.3mから2.93m、パネル下部では農地所有者である申請者がかぼちやを作付けされます。

営農計画書、営農見込みの根拠及び関連データ、知見を有する者の意見及び撤去についての見積書、経済産業省の設備認定申請の写しが添付されていることから、転用の確実性を確認しております。工事完了は令和3年3月末までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用される計画です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、6番、西山委員、お願いします。

○6番（西山 良輔君） 第6号議案、農地法第4条第1項許可申請の5番についてご説明いたします。

本申請は、自己所有の農地の上部を利用し、営農型太陽光発電設備へ転用する申請です。申請地は、南関農業振興地域整備計画により指定された農用地ですが、仮設工作物である杭の設置、その他一時的な利用に供するために行うものであり、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。転用面積は、太陽光発電設備の支柱、その他太陽光発電事業に必要な設備等で、3,588㎡の農地に支柱を120本建てる計画で、面積は0.5436㎡の一時転用であります。

土地利用計画は、太陽光パネル270枚、発電出力78.30kwとなっております。また支柱は、高さ2.3mから2.93m、パネル下部では農地所有者である申請者がかぼちやを作付けされます。営農計画書、営農見込みの根拠及び関連データ、知見を有する者の意見及び撤去について見積書、経済産業省の設置認定申請の写しが添付されていることから、転用の確実性は確認しております。工事完了は令和3年3月末までの予定です。許可後は速やかに目的どおり転用される計画です。ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（竹島 久利君） 委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第6号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第6号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第7号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

案件は1件、1筆でございます。本案について、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。

7番、片山委員。

○7番（片山 カツ子君） 7番、片山です。第7号議案、農地法第5条第1項の1番、規定による農地転用許可申請についてご説明いたします。

本申請は、発電設備の設置、供給、販売を営む法人が、太陽光発電施設への転用を行う許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地

と判断されます。土地利用計画は、パネル面積として591.63㎡、それから通路などとして709.04㎡の計画です。資金計画、排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和2年6月1日から令和2年9月30日までの予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと思われま

す。5月7日に上田さん、それから武田推進委員さん、3人で現地調査を行い、検討しましたところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願

いいたします。
○議長（竹島 久利君） 委員の説明が終わりました。何かご意見、ご質問ござい

ませんか。ご質問ございませんか。
(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第7号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第7号議案は、原案どおり決定をいたしま

す。
続きまして、第8号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたしま

す。
案件は2件の2筆でございます。2件、2筆、何かご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第8号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第8号議案は、原案どおり決定をいたしま

す。
続きまして、第9号議案、「非農地証明願

いについて」を議題といたします。
案件は1件の2筆でございます。本件について何かご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第9号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第9号議案は、原案どおり決定をいたしま

す。
続きまして、第10号議案、「南関町農作業労働賃金について」を議題といたしま

これは別表になっておりますので、別表をちょっと見てください。

はい、どうぞ。

○9番（大倉 公泰君） 大倉です。ここに書いてありますけども、バインダー刈り取り脱穀で、今はそんな時代でなくてコンバインの時代ですけど、これは入れとったほうがいいですか。それとコンバイン刈り取りもですね、稲の倒れたつと稲の圃場整備等してないところで、15,000円と18,000円と3,000円も差があるんですけど、もう少し16,000円ぐらいにしたほうがいいんじゃないかと思えます。倒れた状態はどういうぐらいが倒れたのか、詳しく説明をお願いいたします。以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、事務局。

○事務局（上田 賢君） まずバインダーの稲刈りと脱穀なんですけれども、こちらについては、すみません、実際現場のほうといたしますか、作業の受託等がちょっと行われているかについてはですね、ちょっと事務局のほうでは承知をしてないんですけども、委員さんのほうのご意見としては、まず、バインダーの稲刈り、脱穀については、今はどうでしょうか、行われているようなやつでしょうか。もう大分、多分掛け干し関係になると思うんですけども、昔に比べるとずいぶん掛け干しは減ったような印象は受けております。

○8番（山本 精武君） 8番の山本ですけど、もう掛け干しをバインダーで刈って頼む人というのはもうずいぶん前からなかとします。その場合はコンバインに頼む人だろうと思えますから、この枠は前からありますけども、削除せんでも別にこのままあってもいいとは思いますがね。

○9番（大倉 公泰君） すみません、バインダーは自分であるのは刈るけども、わざわざ雇うてまでは。

○8番（山本 精武君） ほっだけんバインダーを雇うて刈って、掛け干しする人ではまずおらんでしょう。今の時代はですね、極端に言えば。そら藁は貴重な品物として重宝されてますけども、なかなかもうみんなが高齢者になって、若い人は藁なんか触ろうとしませんからね。もう日曜百姓で勤めが主だもんで、頼むとしてもコンバイン、生刈りですね。

○議長（竹島 久利君） これは利用されとらんけど、この書類上はこのまま残しとつてもいいということ。

○8番（山本 精武君） もう残しとつても何ら問題はないと思えます。

○事務局（上田 賢君） ありがとうございます。

ではバインダーの稲刈りと脱穀については、ちょっと今の御意見を踏まえたところというところで。

- 8番（山本 精武君） その稲の倒伏というのはですね、私が稲を刈ってやる場合、前進ですくうていく部分は何とか辛抱してやっているんですけどね、ちょっと前進バックでせなんようなどはですね、本当に厳しいですもんね。一定方向に倒れとる場合はいいですけど、ちょっと巻いとったとか、倒伏もその人その人の判断ですからね、一概に私がここまで言うわけもいかんけども。
- 事務局（上田 賢君） 実際お持ちの機械とかの性能とか、今、山本委員のほうがおっしゃったような倒れ方、一定方向なのか巻いてたりとかのところで、いうなれば手間が違うというところがあるかと思うんですけども、そういったところのあくまでも参考と、あとは、この農作業等標準労働賃金の扱いとしては、この金額でしてくださいというよりも、あくまでも参考として見ていただくものですので、あとは機械を扱われる方というか、作業を受託される方と頼まれる方との現地を見たうえで話し合い等のところにもよるのかなあと思っております。なので、どういったのが倒伏とするよりも、あくまでも通常になったときにはこれぐらいいいですかという、（参考としてですねの声）うん、参考としての扱いでいかがかなあというふうに事務局としては考えているところです。
- 8番（山本 精武君） 確かに立つとる稲と倒れとる稲は、油を使う量というか、もう刈り取る時間が違いますもんね。その時間の関係でね、やっぱり1時間ですむところを1時間半かかるとか20分、30分とか余分にかかるという部分は、やっぱりその割増料金はですね、必要でしょうね。
- 議長（竹島 久利君） そういうところで、今、大倉委員からの質問で、コンバインのほうはどうなる。
- 事務局（上田 賢君） 金額の中身についてはですね、皆さんのほうでどうでしょうか、今、15,000円というところが16,000円にしたほうがいだろうということだったんですけども、実際作業を受けられている方としてのその手間とか、その他費用ですね、を考えたときにどうなのかというところを、ちょっとお話し合いをしていただければなあと思うところです。
- 8番（山本 精武君） なかなかですね、米価が上がる時代ならともかく、なかなか横ばい状態で、頼むほうは安いほうがいいし刈るほうは高いほうがいいという、それは人間の心理ではそうですけども、油も少し下がってきましたからね、私個人としては現状維持でもよかかなと。私個人ですよ。油が上がる時と下がる時というで大分違いますもんね。今は20円ぐらい下がってますからね、このまま秋のシノまでもってこれればいいんですけど。
- 事務局（上田 賢君） 金額のほうは、当然作業を受けられる方のいろんな費用の面を考慮されたうえで計算をされるかと思うんですけども、一応ご参考までに申し上

げさせていただきますと、すみません、ここにはちょっと表の中に入れておらんとすけれども、その他の費用の分で、例えば人件費の分、最低賃金が昨年、ここ数年は毎年上がっているような状況であることと、あと、平成22年、消費税が5%になった時代からも金額が変わっていないというところは、ちょっと考慮の中に入れてほうがいいのではないかなと思うところです。といったところの費用は上がっているのではないかと思います。

○8番(山本 精武君) 大規模にされてるとこのね、消費税をもらって、上に上納しとる人たちはそれはあるかもしれんけど、わし個人の場合は、委託としてもやっても、やっぱり税を納税しとるわけじゃないもんで、気持ちはね安くというような感じで、個人的にはね。だけど1,000万円超える人たちなんかは、当然報告して税を納めとると思いますので、その分はやっぱりパーセンテージが上がった時点はね、それは考える必要はあるなあと思います。

○議長(竹島 久利君) はい、わかりました。ならそれで大倉君いいですか。

それではですね、この第10号議案については、3つの案を示していることで、第1、第2、第3としてこの表の中にありますからちょっと見てください。

第1の案に賛成の方、据え置きですもんね。これ第1、第2、第3と挙手で決めていきたいと思いますので、第1の方の賛成を挙手でお願いをいたします。

据え置きですね。今までの据え置き、この表ですよ。

○8番(山本 精武君) これに1番、2番、3番で、自分の思うほうの手を上げるということ。

○議長(竹島 久利君) はい。消費税外税と消費税内税、外税が第2議案で、第3が内税ですね、消費税の内税。(1番は消費税はなしということですねの声) うん、1番はそのまま今までどおりの据え置きのそのままの金額です。

○副会長(釘崎 眞貴子君) ならさっき言うたけど、据え置きでよかつじゃなかですか。

○議長(竹島 久利君) だから、賛否を問うのに、据え置きの方の賛成をお願いします。

(雑談あり)

○事務局(上田 賢君) ちょっと念のため表の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

その表の一番左端に作業項目を入れておまして、2番目に単位、その次のところに金額のところを入れております。一番左からですね、その前にすみません、農作業標準労働賃金のときには、特段消費税どうするのかという記載がございませんでした。なので、今回3つの案を示させていただいたのは、1つが、金額は据え置

きのまま、ただし、消費税についても何も記載をしない方法が1番になります。

次の消費税外税と書いて据え置きと書いてある2番ですね、こちらについては、金額は据え置きなんですけれども、消費税については外税という記載を表の部分に入れる方法。

3番目のやつがですね、消費税を内税でしておりまして、金額としては5%アップしているというやつが3番になります。こちらについては何で5%かと申し上げますと、その隣のところにですね、参考として、平成31年、昨年度の金額と平成22年の金額を入れております。その平成22年のときが消費税が5%だったんですけれども、この5%から8%のところまで、金額にほぼ変更がないというところをみたときに、内税とするならば5%アップする必要があるだろうというところで5%アップにしている次第でございます。

以上のところを踏まえたうえで、すみません、もう一回審議をしていただければと思っているところです。

○議長（竹島 久利君） はい、わかりました。それでは私が先走って説明をしたものでちょっとわからなかったと思いますけど、今の説明でわかったかと思しますので、改めまして、賛成の方を（聞き取れず）をいたします。

案第1に賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（竹島 久利君） 第2の案に賛成の方。

（賛成者挙手）

○議長（竹島 久利君） 第3の方。

（賛成者挙手）

○議長（竹島 久利君） それでは、第1の賛成の方が7名、第2の賛成の方が1名、第3の賛成の方が1名でございます。案第1の賛成の方を決定をいたします。

よろしゅうございますか。

（はいの声）

○7番（片山 カツ子君） これは広報とかに載せられるんでしょう。

○事務局（上田 賢君） はい、6月の広報誌に掲載する予定です。

○7番（片山 カツ子君） 6月ですね。

○議長（竹島 久利君） これはあくまでも参考、（参考だけんねの声）昔の（聞きとれず）ですね、今回標準賃金を話し合いをして作成しておりますので、6月の広報には載せたいと思いますので、よろしくお願ひしときます。

続きまして、報告第2号、「許可不要転用について」の1件、8筆でございます。本件について、何かご意見、ご質問ございませんか。

これは県が道路とか歩道なんかの設置の土地の工事の分ですからね。何かご意見、ご質問ございませんか。

(雑談あり)

(なしの声)

-----○-----

6. その他

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、その他の事項があれば事務局より説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 特にございません。

○議長（竹島 久利君） それでは、委員の皆さんからのご意見、ご質問ございませんか。全体的に。

(なしの声)

-----○-----

7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任いただきたいと思いますので、異議はありませんか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さんには慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それではご起立ください。

本日は他件にわたりご審議いただきありがとうございました。これをもちまして第2回農業委員会総会を閉会いたします。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時13分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人